第三十八条の二十八第三項第一号ニ中「第十項」を「第十一項」に改め、同号ヲ(1)(i)中「連結等納税規定（ニ及び「をいう。(1)及び(2)において同じ。）」を削り、同号ヲ(1)(ii)中「他の会社等が」の下に「令第百五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する」を加え、同号ヲ(2)(i)及び(ii)中「当該対象会社等が」の下に「令第百五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する」を加え、同条第六項中「リまで」を「ホまで、チ及びリ」に改め、同条第十一項中「とする」を「とし、当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第百五十五条の三十五第一項第一号に規定する当期対象租税額が過大であつたことが判明した場合において、その過大であつた部分の金額が同条第二項第一号に規定する当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていないときは、当該過大であつた部分の金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額から減算する」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第百五十五条の三十五第二項第三号ヘ」を「第百五十五条の三十五第二項第三号ホ」に、「同項第三号ホ」を「同項第三号ヘ」を「同項第三号ホ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第百五十五条の三十五第二項第三号ニ」を「第百五十五条の三十五第二項第三号ハ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　令第百五十五条の三十五第二項第三号ロに規定する財務省令で定める金額は、各対象会計年度に係る同号ロに規定する還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　非適格適用者変更税額控除額（当初適用者（第三十八条の十六第十項第一号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する当初適用者をいう。イにおいて同じ。）に該当する構成会社等若しくは共同支配会社等に係る適用者変更税額控除額（同項に規定する適用者変更税額控除額をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同項第一号イ又はロに掲げる要件を満たさないものに限る。）又は新適用者（同項第二号に規定する新適用者をいう。ロにおいて同じ。）に該当する構成会社等若しくは共同支配会社等に係る適用者変更税額控除額（同号イ又はロに掲げる要件を満たさないものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）　次に掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該非適格適用者変更税額控除額に係る当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が当該非適格適用者変更税額控除額につきその適用を受けた場合（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間（令第百五十五条の十三第二項第五号（各種投資会社等の範囲）に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）終了の日の属する対象会計年度である場合に限る。）　当該適用を受けた部分の金額

(2)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更（第三十八条の十六第十項に規定する適用者変更をいう。以下この号において同じ。）を行つた場合　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ　当該非適格適用者変更税額控除額に係る新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（(2)に定める金額にあつては、零を超えるものに限る。）

(1)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が新適用者変更税額控除額（当該非適格適用者変更税額控除額のうち、適用者変更により当該構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなつた部分の金額をいう。ロにおいて同じ。）につきその適用を受けた場合（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合に限る。）　当該新適用者変更税額控除額から当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払つた対価の額を控除した残額に、当該適用を受けた部分の金額が当該新適用者変更税額控除額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2)　当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が新適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた場合　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額から当該新適用者変更税額控除額のうち当該適用者変更を行つた部分の金額に(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を減算した金額

(i)　当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払つた対価の額

(ii)　当該新適用者変更税額控除額

二　非適格給付付き税額控除額（国等から受ける令第百五十五条の十八第二項第十二号（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する給付付き税額控除の額のうち、適格給付付き税額控除額（同条第二項第十二号に規定する適格給付付き税額控除額をいう。次条において同じ。）以外の金額（当該金額のうち適用者変更税額控除額を除く。）をいう。以下この号において同じ。）　当該非適格給付付き税額控除額のうち当該対象会計年度においてその適用を受けた金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合において当該非適格給付付き税額控除額に係る税額控除を受ける要件を満たすこととなつた日が移行対象会計年度開始の日前であるものを除く。）

三　前二号に掲げる金額以外の金額のうち、還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額　当該対象会計年度においてその適用を受けた金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合における当該金額に限る。）

第三十八条の二十九第三項中「」の」を「」（同条第七項において準用する場合を含む。）の」に改め、同条第十三項中「第百五十五条の三十五第九項」を「第百五十五条の三十五第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項中「第百五十五条の三十五第九項」を「第百五十五条の三十五第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項の次に次の七項を加える。

11　令第百五十五条の三十五第七項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　令第百五十五条の三十五第七項に規定する導管会社等（以下この項において「対象導管会社等」という。）に対する持分を有することにより受けることができると見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。）が当該持分の取得に要した額を下回ること。